



本と

出会い



本と

共に



心を

育む

南幌町子どもの読書活動推進計画

子どもの読書活動は
言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、
人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないもの…

2017~2021
南幌町教育委員会



生涯学習センター 図書室

目次

I 子どもの読書推進計画策定の基本的考え方

- | | |
|------------|---|
| 1. 策定の趣旨 | 1 |
| 2. 計画の期間 | 1 |
| 3. 計画の対象 | 1 |
| 4. 計画推進の主体 | 1 |

II 子どもの読書活動推進のための基本方針

- | | |
|----------------------------|---|
| 1. 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進 | 2 |
| (1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進 | |
| (2) 学校等との連携による子どもの読書活動の推進 | |
| 2. 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備 | 3 |
| (1) 親しみやすい図書室環境の充実 | |
| (2) 子どもの読書活動推進に係る体制の整備 | |
| 3. 子どもの読書活動に対する理解と普及 | 5 |
| (1) 啓発広報事業の推進 | |

III 読書活動推進計画の体系

IV 用語と事例の解説

8

1 策定の趣旨

昨今、テレビをはじめ携帯電話端末、インターネット等の情報メディアの発達と普及により、子ども達の活字離れが進み、読書に親しむ機会が減少しています。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の準備が推進されなければならない」とされています。

子どもの読書は自分自身と対話することでもあり、落ち着いて考える習慣を身に付け、判断や推理する能力を高めます。

物語に登場する人物や動物に感情移入することで、情操、思いやり、生命を尊ぶ心を育み、多感な時期の読書体験は、自ら考える力を付け、課題を発見する力や、判断力を養うことに繋がります。

乳幼児期、学童期、青年期、そして成人期、成熟期と、私たちの人生のそれぞれのステージにおいても、生きる力や豊かな感性を持ち続けるために、必要な読書環境が用意されていることが望まれます。

本計画は、国における「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」と北海道における「北海道子どもの読書活動推進計画」を基本として、南幌の子ども達の豊かな読書活動を強く願い、本町の読書環境の整備を進めることを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進のために策定するものです。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

3 計画の対象

本計画は、0歳から概ね15歳までの子どもを対象とします。

4 計画推進の主体

子ども読書活動の推進主体は、行政はもちろん、子どもの読書活動に関わるあらゆる人々や機関等を想定しています。行政は、主体の一員として強く牽引していくとともに、各主体の取り組みがより効果的に進められるための環境整備や支援等を行います。

1 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

子ども達の読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校を通じた社会全体で取り組むことが重要であり、それぞれが役割を認識し、子どもが積極的に読書しようとする意欲や態度を養い、読書習慣が定着するよう相互に協力することが求められます。

子ども達の読書活動の活性化を図るために、家庭、地域、学校が相互に連携できるしくみをつくり、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進します。

(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

子どもが初めて言葉を覚え、本と出会い、読書活動の喜びを感じる場所が家庭です。読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、読書に親しむきっかけをつくるのが大切です。

図書室を拠点とした読書活動や、読み聞かせサークル^{※1}への支援の充実を図るなど、家庭での読書習慣の定着に努めます。

〔主な取組〕

①本との出会いの推進

健診時にブックスタート^{※2}事業や読み聞かせを実施し、読書の大切さを伝えます。

②読書活動の充実

読み聞かせサークルと連携し、社会教育事業（あそびの達人教室・すくすく広場）や図書室での読み聞かせ、「春のおはなし会」「人形劇のつどい」などを通じて、読書への興味・関心を高め、読書活動の充実に努めます。

③図書情報の発信

町広報誌やホームページ、図書室だよりを通して、子どもの発達段階に応じた優良図書や新刊図書を紹介します。

④読書の習慣化

ノーゲームデー^{※3}の啓発とともに、生活リズムチェックシート（読書習慣編）^{※4}を活用するなどして、家庭での読書（家読）の習慣化に努めます。

⑤読書環境の充実

子どもが集う場所に、生涯学習センター図書室の図書を配本（ふるさと巡回文庫）し、本を身近に感じてもらえる読書活動の充実に努めます。

(2) 学校等との連携による子どもの読書活動の推進

学校や保育所・幼稚園は、家庭と共に子どもの人格を形成する大切な場所であり、子どもが読書を楽しみ、読書の幅を広げていく上で、大きな役割を担っています。

また、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が学校教育の目標の一つとして規定されています。

学校や保育所・幼稚園と連携し、子ども達が日常的に読書に親しみ、好奇心や探究心を高め、豊かな心を育成するための読書活動に努めます。

〔主な取組〕

①読み聞かせ事業の充実

読み聞かせサークルと連携し、保育園や幼稚園を訪問しての読み聞かせ事業を通して、絵本への興味・関心を持たせ、読書の普及に努めます。

②図書情報の発信

おすすめ絵本や優良図書を町広報誌やホームページ、図書室だよりを通して紹介し、子ども達への読書の普及に努めます。

③読書環境の充実

生涯学習センター図書室の図書を定期的に学校等へ配本（ふるさと巡回文庫）し、読書活動の充実に努めます。

④読書習慣の推進

新入学児童を対象としたブックスタート・プラス事業^{※5}や朝読書^{※6}、読み聞かせ事業、読書感想文コンクールの実施等により児童、生徒が読書習慣を身につけるための活動に努めます。

⑤学校図書室の利用促進のための体制整備

司書教諭^{※7}などの教職員の協力体制の確立や生涯学習センター図書室とのシステム連携により、学校図書室の利用促進に努めます。

2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

図書室は、知識や情報が記された図書を通して、利用者の学習活動を支援する施設であることから、図書や視聴覚資料などを用いて自ら学び、活動するために子ども達が利用し易い環境の整備を図ります。

(1) 親しみやすい図書室環境の充実

生涯学習センター図書室は、子ども達が家庭や学校を離れて本との出会いや読書を楽しむことができる場であり、子どもの読書活動の推進に大きな役割を果たしています。

読書活動の拠点となる図書室を充実し、利用し易い施設運営に努めます。

〔主な取組〕

①選書・展示コーナーの充実

子ども達が、興味・関心を引く工夫をした選書・展示コーナーを設置し、親しみやすい環境づくりに努めます。

②調べ学習への支援

図書や視聴覚資料の充実を図り、子ども達の調べ学習^{※8}への支援に努めます。また、図書室に所蔵していない図書については、他市町村の図書館との相互貸借^{※9}システムを活用した図書の利用を促進します。

③図書室の利用促進と読書の普及

一日司書体験（キッズ・ライブラリアン）や中学生の職場体験の受け入れ、読書通帳^{※10}の発行等を通じて、図書室の利用促進や読書の普及に努めます。

④視聴覚資料を活用した読書の普及

DVDなどの視聴覚資料の充実を図り、利用しやすい環境づくりに努めます。

（２）子どもの読書活動推進に係る体制の整備

本町の子どもの読書活動推進に係る体制としては、生涯学習センター図書室と読み聞かせサークルが中心となり、幅広い活動が展開されています。

読み聞かせサークル、学校図書室、他市町村図書館等との連携を更に深め、体制整備の充実、強化に努めます。

〔主な取組〕

①学校図書室、関係団体との連携

生涯学習センター図書室と学校図書室、読み聞かせサークルが情報交換や協力体制を整え、子どもの読書活動の充実に努めます。

②研修機会の充実

子ども読書に係る職員や読み聞かせサークルの会員の研修の機会を充実し、専門的知識の取得と子どもの読書活動のスキルアップに努めます。

③読み聞かせサークルへの支援

子ども達に絵本の楽しさを伝え、パネルシアターや人形劇等の創作活動を実施している読み聞かせサークルへの支援に努めます。

3 子どもの読書活動に対する理解と普及

子どもの読書活動の意義や重要性について、町民の理解や関心を深めるために、生涯学習センター図書室を中心とした読書普及活動や優良図書等の情報提供など積極的な啓発広報活動に努めます。

(1) 啓発広報事業の推進

広く町民に子どもの読書活動の重要性と大切さの理解を求め、「子ども読書の日」^{※11}及び「こどもの読書週間」^{※12}にあわせた啓発活動や事業の推進に努めます。

〔主な取組〕

①子どもの読書活動に関する理解の促進

「子ども読書の日」(4月23日)や「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)における啓発や事業の推進に努めます。

②各種情報の収集・提供

新着図書の案内や、子どもの読書の活性化を図るための事業に関する情報の収集・提供に努めます。

③優良図書等の普及

全国学校図書館協議会が推薦する優良図書の普及に努めます。



読書活動推進計画の体系

基本方針	施策の方向	主な取組	具体的な主な事業
1. 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進	(1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	①本との出会いの推進 ②読書活動の充実 ③図書情報の発信 ④読書の習慣化 ⑤読書環境の充実	・ブックスタート事業(健診時) ・読み聞かせ事業(おはなし会・人形劇等) ・町広報誌やホームページ等の活用 ・家読の啓発 ・ふるさと巡回文庫
	(2) 学校等との連携による子どもの読書活動の推進	①読み聞かせ事業の充実 ②図書情報の発信 ③読書環境の充実 ④読書習慣の推進 ⑤学校図書室の利用促進のための体制整備	・出張読み聞かせ事業 ・絵本や優良図書の紹介 ・町広報紙やホームページ等の活用 ・ふるさと巡回文庫 ・ブックスタートプラス事業 ・朝読、読み聞かせ事業 ・読書感想文コンクール ・司書教諭など教職員の協力体制の確立 ・生涯学習センター図書室とのシステム連携
2. 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備	(1) 親しみやすい図書室環境の充実	①選書・展示コーナーの充実 ②調べ学習への支援 ③図書室の利用促進と読書の普及 ④視聴覚資料を活用した読書の普及	・展示コーナーの充実 ・児童書、視聴覚資料の充実 ・一日司書体験(キッズ・ライブラリアン) ・職場体験の受け入れ ・読書通帳の発行 ・こどもシアター
	(2) 子どもの読書活動推進に係る体制の整備	①学校図書室、関係団体との連携 ②研修機会の充実	・学校図書室、読み聞かせサークルとの協力体制の充実 ・道立図書館等が開催する

		③読み聞かせサークルへの支援	研修会への参加奨励 ・学校図書室との連携 ・創作活動等への支援
3. 子どもの読書活動に対する理解と普及	(1) 啓発広報事業の推進	①子どもの読書活動に関する理解の促進 ②各種情報の収集・提供 ③優良図書等の普及	・「子ども読書の日」と「子ども読書週間」の啓発・事業の推進 ・新着図書案内 ・子どもの読書事業の情報の収集・提供 ・優良図書の紹介

IV | 用語と事例の解説

1. 読み聞かせサークル

昭和51年から始まった「母と子の公民館活動」の読書活動に参加した母親が、その後も活動を続けたいという要望により平成3年に発足したサークル。現在、会員数は14名で、子ども達を対象とする絵本の読み聞かせをはじめ、ブックスタート、学校での朝読書、放課後子ども教室など幅広く活動している。

2. ブックスタート

乳幼児健診などの機会に図書館司書が赤ちゃんと絵本を開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら「絵本」や「読み聞かせのアドバイス集」が入ったブックスタート・パックを無料で手渡しする事業。本町では7ヶ月健診の際に実施している。

3. ノーゲームデー

北海道教育委員会が制定し、毎月第1・第3日曜日に大人も子どももゲームをしないで、電子メディアへの接触時間を見直す取り組み。「家族の団らん」を大切に読書活動に親しみ、学校、家庭、地域における望ましいネットに向けたルールづくりの促進を図るために定められた。

4. 生活リズムチェックシート

子どもの読書に関する意欲を高め、学びの基礎となる読書習慣の定着を図ることをねらいに作成されたチェックシート。

5. ブックスタート・プラス

ブックスタートで芽生えた読書のきっかけづくりを更に広める事業。保護者らの読み聞かせから子ども自身が読書に親しむためのきっかけづくりとして、図書をプレゼントする事業。

6. 朝読書

小・中学校などにおいて、始業時間前に10分程度の読書の時間を設け、読書を習慣づける活動。

7. 司書教諭

学校図書館の専門的職務を司る職員。学校図書館法により、12学級以上のすべての学校に司書教諭を置くことが義務づけられた。

8. 調べ学習

児童・生徒が知りたいことや興味を持っていることについて、図書館の利用や実地見学、実験・観察など様々な方法により結果をまとめる総合学習。

9. 相互貸借

図書館に無い本を他の公共図書館から借り受けて、利用者に本を提供するサービス。本町では道立図書館や近隣の公共図書館と提携し、実施している。

10. 読書通帳

銀行の預金通帳のように過去に借りた本の履歴を記した通帳。

11. 子ども読書の日

2000年（平成12年）の「子ども読書年」を契機に国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深め、積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に4月23日が「子ども読書の日」と定められた。この日を中心に、国や地方公共団体では、主旨に合わせたさまざまな取組みが行われている。

12. こどもの読書週間

日本書籍出版協会児童書部会が中心となり、1954年（昭和34年）に「こども読書週間」（4月27日～5月10日）が定められた。同年11月に読書運動推進協議会が発足し、1955年（昭和35年）からは同協議会が主催団体となり、名称を「こどもの読書週間」と改め、期間も5月1日～14日（こどもの日を含む2週間）と定められた。2000年（平成12年）の「子ども読書年」を機に、現在の4月23日～5月12日に期間が延長された。

**平成 29 年 4 月
発行 南幌町教育委員会**

〒069-0237

北海道空知郡南幌町栄町 3 丁目 3 番 1 号

TEL 011-378-6620 FAX 011-378-6630

<http://www.town.nanporo.hokkaido.jp>

編集 生涯学習課社会教育グループ